

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国事業の縮小手法の選択肢

現在、日本企業は中国事業の縮小と組織再編を加速させています。中国における一部の業績不振あるいは重複事業の縮小を検討中の企業が急速に増えています。今回は、事例をもって、事業縮小の各手法のメリット及びデメリットを説明し、特に、吸収合併と清算時における繰越欠損金の利用及び株主出資の損金算入の可否について、税務メリットの観点から解説します。

1. 事例

日本法人A社は自動車部品の大手メーカーです。中国国内に投資性会社を設立し、投資性会社を経由して、甲・乙・丙の3カ所の生産拠点を有しています。その中、丙子会社は長期にわたって業績不振に陥っており、繰越欠損金は10,000千円に達しています。投資性会社からの貸付金を用いて経営を継続していますが、債務超過の状態です。



丙子会社の財務状況は下記の通りです。

資 産		負 債	
現 預 金	10	買 掛 金	1,500
固 定 資 産	1,000	長 期 借 金	5,000
棚 卸 資 産	500	未 払 給 与	10
		純 資 産	
		資 本 金	5,000
		未配分利益	-10,000

A社は丙子会社の清算を決定し、具体的な手法として以下の三案を検討中です。

- ① 事業内容が類似する乙子会社への吸収合併（一般税務処理：非適格合併に相当）
- ② 事業内容が類似する乙子会社への吸収合併（特殊税務処理：適格合併に相当）
- ③ 投資性会社からの5,000千円の増資資金により親子ローン返済後に清算。

2. 各手法の結果について

税務メリットの内容	税務処理	吸収合併 (①、②)		増資+清算 (③)	
		適用	金額	適用	金額
株主出資の損金算入	一般	○	5,000	○	10,000
	特殊	×	N/A		
繰越欠損金の利用	一般	×	N/A	×	N/A
	特殊	$\Delta(\text{純資産} \times \text{長期国債利率})$			

上記で示したように、手法①においては、丙子会社は債務超過の状況ですので公正価値もほぼゼロと考えられます。よって、投資性会社は丙子会社に対するの出資を全額損金算入することができます。但し、丙子会社の繰越欠損金は合併によって消滅します。この結果、会計上は、繰延税金資産1,250千円（5,000千円×25%）を取崩す必要が生じます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

手法②は特殊税務処理ですので、帳簿価額で計上されますので、投資性会社は丙子会社に対する株主出資を損金算入することができません。特殊税務処理では、従来の繰越欠損金の継続利用が可能ですが、純資産がマイナスとなっているために繰越欠損金の利用可能枠はゼロとなります（存続可能額=純資産×長期国債利率）。結果としては、税務メリットはゼロです。

手法③においては、増資後の資本金は 10,000 千元であり、未配分利益と相殺して純資産はゼロになりますので、投資性会社は関連する株主出資を全額損金算入することができます。結果としては税務メリットが 2,500 千元生じます。

お見逃しなく！

事業の縮小にあたって係わる意思決定を行う際に、多くの企業は追加の資金調達をできる限り避けたいものです。その際には、グループ全体として最適な税務メリットを受けられない恐れがあります。よって、資金調達だけではなく、繰越欠損金の利用及び株主出資の損金算入の可否、法務手続き、時間、労務リスク等様々な要因を総合的に考慮したうえで、スキームを策定する必要があります。